

平成25年度福岡県中小企業新事業展開雇用創出支援事業概要

新商品や新サービスの開発等の新たな事業展開を図るために必要な人員を新規に雇用する場合に、その人件費相当について支援します。

ついては、次のとおり事業を希望する企業を募集します。

○制度概要

| | |
|------|---|
| 目的 | 新商品や新サービスの開発等の新たな事業展開 |
| 対象者 | 次の(1)～(5)の条件を全て満たす事業者であること (1) 平成25年3月末までに認定を受けた(又は申請中の)①～④の計画であること ①中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画 ②中小企業新事業活動促進法に基づく新連携事業計画 ③中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画 ④農商工等連携促進法に基づく農商工連携事業計画 (2) 福岡県内において各計画に位置付けられた事業を実施すること(平成26年2月まで実施期間中であること) (3) 起業から10年以内であり、本社が起業時から現在まで福岡県内に所在し、事業所が複数ある場合にあっては、概ね半数以上県内に所在すること (※起業には、分割・合併による新会社設立は含まない) (4) 事業終了後、継続雇用を予定していること (5) 公租公課、社会保険料を滞納していないこと |
| 事業概要 | (1) 中小企業者及び組合等が策定した、上記①～④の計画を確実に遂行し、計画値以上の業績向上を図るために必要な人員(失業者)を新規雇用すること (2) 業務委託費は、人件費相当額 |
| 委託期間 | 原則として、平成25年7月1日から平成26年2月28日まで ※平成26年2月28日までに賃金等全ての支払いを終え、事業を完了すること |
| 実施主体 | 福岡県(緊急雇用創出基金事業) ※起業支援型地域雇用創造事業 |
| 対象経費 | ・賃金(諸手当含む)、社会保険料にかかる事業主負担等 |
| 委託費 | ・月額233,100円(通勤手当等諸手当を含む)を上限とする。 ※原則として7月から翌年の2月までの8ヵ月分とする。 |
| 一時金 | ・対象労働者を雇用期間終了の日までの間に正規雇用した上で継続雇用する場合は、一時金(一人当たり30万円)の支給を申請することが出来ます。 |

○スケジュール(予定)

- 4月30日 申請書提出締め切り
- 5月下旬 採択内示
- 6月中 採択内示企業における公募による求人
- 7月1日 委託契約締結及び雇用開始